

施設利用者にバラエティに富んだ食事を提供したい

幾世橋 佳吾 さん



きよはし けいごさん／昭和55年2月生まれ、小規模多機能ホーム・共生ホーム『夢ふうせん ののか』勤務

青春

くろーずあつぷ

小規模多機能ホーム・共生ホーム『夢ふうせん ののか』に、平成26年4月の開設当初から勤めている幾世橋佳吾さん。調理業務を中心に、介護補助など広く施設運営に携わっています。

津別町出身の幾世橋さんは、津別高等学校を卒業後、料理の道を目指して札幌・定山溪のホテルに就職します。その後、いくつかのホテルや病院などの調理場で経験を積み、今は故郷に出来た施設で腕を揮います。

ホテルやレストランとは材料も献立も異なりますが「飽きられないよう、できるだけバラエティに富んだ食事を提供したい」と思っています。衛生面でより注意を払いますが、利用者の方がおいしく、塩分を控えるなど難しい面もあります。利用の方がおいしく、と言いつつ食べてくださるので「やりがいがあります」と、笑顔を見せます。

趣味は自転車。春から秋には自然の中でツーリングを楽しんでいるそうです。

温故知新

【453】
消防団員として
勤続42年

矢作 和夫 さん



やはぎ かずおさん／昭和22年11月、津別町生まれ／69歳／岩富在住

津別消防団員、また活汲分団副分団長として42年にわたり地域の安全に貢献された矢作和夫さん。11月29日に執り行われた津別消防団100年記念式典では、消防功労表彰を受けられました。「諸先輩方に比べれば、私なんかまだまだ…」と謙遜しますが、20歳からの勤続42年は、郷土を思う気持と責任感がなければできないことではありません。岩富の農家に生まれた矢作さんは、活汲小中学校を卒業すると家業の手伝いを始めます。当初はりんご栽培に力を入れていましたが、やがて樹木の疫病被害拡大により、りんごの生産が

困難になったことから、昭和40年代以降は玉ねぎ栽培へとシフトします。

美幌などを含めて、周辺ではまだ玉ねぎの栽培に取り組んでいる農家はおらず、手探りでの挑戦でした。出荷が軌道に乗るまでは、試行錯誤の繰り返しで、「苗は手植え、除草剤もなく手作業での雑草取りにも追われました。また、玉ねぎには常に価格暴落の不安もありました」。

それでも食生活の変化から徐々に玉ねぎの消費量は増え、機械化が進んで生産効率も向上。矢作さんがお父さんと始めた玉ねぎ栽培は他地区の農家にも広まり、津別が良質な玉ねぎの産地として名を馳せる先駆けとなりました。

順調な農場経営に打撃を与えたのは、平成4年秋の台風による洪水被害でした。畑は冠水し、川岸に近い世帯が避難する中で、消防団員だった矢作さんは住民の安全確保のために出動。自分の畑が甚大な被害を受け、避難した家族を案ずる状況での防災活動は、復旧の苦労とともに忘れられない出来事となりました。65歳で息子さんに代を譲った矢作さんは、農作業を手伝うかたわら、消防団OBとのパークゴルフによる交流などで第二の青春を楽しんでいます。

離乳食教室（中・後期、完了期）に参加しませんか？

7～11ヶ月児（中期・後期）と1歳児～1歳6ヶ月児（完了期）の保護者を対象にした離乳食教室を開催します。

教室内容は離乳食の進め方と試食などです。気軽に参加してみませんか？

日時 平成28年2月16日（火）
・7～11ヶ月児 9時～10時15分
・1歳～1歳6ヶ月児 10時30分～11時45分
場所 町民会館（1階和室、調理研修室）
持ち物 エプロン、持っている方はお子さん用のスプーン、エプロン、おんぶひも、おもちゃ
参加費 無料 申込締切 2月8日（月）
※参加人数が少ない場合は教室を中止する場合があります。

申し込み・問い合わせ先
保健福祉課 健康医療グループ
☎ 76-2151（内線231）



お正月は食生活の乱れに注意！

お正月で休みが続くと、生活が乱れがちになり、それに伴い、食事も乱れがちになります。おせち料理などのごちそうを食べることが多いでしょうが、1日3食、いつもの時間に食事しましょう。

ごちそうもいいですが、摂りにくいといわれるまごわやさしい食材を意識して摂りましょう。

- ま＝豆、大豆製品
- ご＝ごまなどの種実類
- わ＝わかめ、海藻
- や＝野菜、緑黄色とその他の野菜を組み合わせる
- さ＝魚
- し＝椎茸、きのこ
- い＝芋

おせち料理は塩分が多い

おせち料理は味がしっかりついていたたり、練り製品にも塩分が多く含まれています。一度にたくさん食べずに、少量ずつ食べるようにしましょう。

野菜を食べよう、1日350g！

野菜を知ろう：先月の野菜はかぼちゃでした。今月は血糖値を上げにくいといわれるイヌリンという食物繊維が多い、うま煮などに入っている根菜は？

暮らしを支える 税 法定調書の提出について

各事業所での給与の支払いにかかる法定調書の提出期限は、平成28年2月1日（月）です。

「給与支払報告書（総括表）」及び「給与支払報告書（個人別明細書）」は、受給者が1月1日現在に住んでいる市町村へ提出してください。

- 提出する際には、
 - ・特別徴収分（「特別徴収〇〇人」と記載の紙を添付）
 - ・普通徴収分（「普通徴収〇〇人」と記載の紙を添付）
- に分けて提出してください。

（事業主様へのお願い）
津別町では、町道民税の特別徴収を推進しております。特別徴収分として給与支払報告書をご提出いただければ、平成28年6月から町道民税の特別徴収を開始いたします。ご協力をよろしく願います。

償却資産の申告書の提出期限は2月1日です

償却資産（事業を行っている個人・法人が減価償却費の対象としている資産で、家屋を除くもの）の申告書の提出期限は、平成28年2月1日（月）です。役場税務収納グループまで提出してください。